

卒業に必要な単位の認定等に関する規程

第1 趣旨

この規程（以下「規程」という。）は、熊本県立農業大学校規則（昭和58年熊本県規則第1号。以下「規則」という。）第14条（卒業等）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 単位の認定

1 評定の内容

校長は、学生の学業成績を次のように評定し、優、良及び可として評定した科目については単位を認定するものとする。ただし、資格取得については評定を行わず単位数のみ記載する。

評定の区分	評 点
優	100点～80点以上
良	80点未満～65点以上
可	65点未満～50点以上
不可	50点未満

2 評定する事項

学業成績による評定は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 講義を主体とした科目の評点及び評定

原則として定期試験の成績によるものとするが、提出物や学習態度及び出席状況等も加味し、評価するものとする。

(2) 実習を主体とした科目の評点及び評定

栽培経営実習・畜産経営実習（以下「経営実習」という。）及び農家派遣研修等の評定は、概ね下記のとおりとする。

知識・技術及び履修態度をそれぞれ30点満点、出席状況を40点満点で評価し、合計値を評点とする。ただし、経営実習の出席率が90%未満の者及び農家派遣研修、農業機械実習、食品加工実習の出席率が80%未満の者は評点を0点とする。

具体的には次に掲げるとおりとするが、農家派遣研修については、学生の研修記録簿及び受入農家の評価も参考にするものとする。

ア 知識技術及び履修態度

相対評価とし、それぞれ、優れている者を30点、一般的な者を20点、劣っている者を10点程度として評価するものとする。

イ 履修態度

当番の出欠等も併せて、アに準じて評価するものとする。

ウ 出席状況

次の表を基本として評価するものとする。

① 経営実習

評点	出席率
40	98%以上
35	96%以上98%未満
30	94%以上96%未満

② 農家派遣研修等

評点	出席率
40	96%以上
35	92%以上96%未満
30	88%以上92%未満

25	92%以上94%未満
20	90%以上92%未満

25	84%以上88%未満
20	80%以上84%未満

(3) 卒業論文、海外農業研修等の評点及び評定

卒業論文、海外農業研修等、定期試験によることが適当でない科目については、報告書等によるものとする。なお、当該科目の授業数の3分の2を超える（欠席3分の1未満）出席をしなければ評価を行わない。

(4) 資格取得等による単位の取扱いについて

ア 資格試験、操作試験等に合格又は講習修了証受領をもって次の単位数を加算する。ただし、単位加算は2単位を上限とし、2年次に実施する。

平成31年度（2019年度）1年生からの単位加算は、1年次に2単位を上限に、2年次に3単位を上限に加算できる。

イ 集中講義については、総実施時数の3分の2を超える（欠席が3分の1未満）出席をしなければ加算しない。

ウ その他、校長が特別に認めたもの。

区分	資格名	単位数			履修時数	備考（科目等）
		1年	2年	合計		
資格取得等	毒物劇物取扱者	1		1	20	くらしと科学Ⅰ（教養：集中講義）
	危険物取扱者	1		1	20	くらしと科学Ⅱ（教養：集中講義）乙種以上
	小規模ボイラー取扱者	1		1	20	くらしと科学Ⅲ（教養：集中講義）
	小型車両系建設機械	1		1	20	小型車両系建設機械（集中講義）
	無人ヘリコプター操作習得	1		1	20	無人ヘリコプター操作研修中級以上試験合格
	ドローン・マルチコプター操作中級	1		1	20	ドローン・マルチコプター操作中級試験合格
	情報処理検定	1		1	20	情報処理Ⅳ、2級以上
	農産物鳥獣被害対策実務者		1	1	20	（集中講義）県の講習修了証取得
	無人ヘリコプター免許取得		1	1	20	無人ヘリコプターオペレーター資格取得（集中講義）
	ドローン・マルチコプター操作上級		1	1	20	ドローン・マルチコプター操作上級試験合格
	大型特殊（農耕車）免許	1		1	20	農業機械基礎実習Ⅱ（集中講義）
	けん引（農耕車）免許		1	1	20	農業機械応用実習Ⅰ（集中講義）
	フラワー／園芸装飾技能士3級	1		1	20	フラワーアレンジメント
	家畜人工授精師		2	2	40	（集中講義）
	家畜商	1		1	20	（集中講義）
	九州山口農大連携集中講義	1		1	20	（集中講義）
	アーク溶接	1		1	20	（集中講義）
	農業技術検定	1		1	20	2級以上
	フォークリフト	1		1	20	（集中講義）

※ドローン・マルチコプター操作中級、ドローン・マルチコプター操作上級、農産物鳥獣被害対策実務者に関しては、平成31年度(2019年)から適用する。

(5) 他学科・コース科目の単位認定について

学科・コースの枠を越えて履修し、優、良及び可として評定した科目については単位数を加算する。

3 定期試験

(1) 定期試験の時期

ア 単一の学期で授業が終了する科目
当該学期末

イ 複数の学期にわたって授業を実施する科目
原則として、学期毎に試験を実施し、評定も各学期末に行う。

(2) 試験時間

50分間とし、試験開始後25分経過した時点で学生は試験会場に入場できないものとする。また、試験開始後30分経過した時点で学生は試験会場から退出できるものとする。

(3) 評点

100点満点とする。

(4) 受験対象者（受験資格を有する者）

当該科目の授業への出席率が3分の2を超えており（欠席が3分の1未満）、かつ、当該科目の単位を取得していない者

4 追試験

次の(1)に掲げる事情で定期試験を受験できなかった者は、追試験実施申請書（様式第1号）を提出し、校長が適当と認めた場合は、(2)により追試験を受験することができるものとする。

(1) 追試験の要件

- ア 入院中で定期試験を受験できない場合
- イ 伝染性疾患又はその疑いがある場合
- ウ 3親等以内の親族の死亡があった場合
- エ その他校長が特に認めた場合

(2) 追試験の内容

- ア 時期
校長が定めた日時
- イ 試験時間
定期試験に準じる。
- ウ 評点
100点満点で問題を作成し、評点は90点を上限とする。

5 再試験

定期試験や追試験の結果に提出物・講義態度・出席状況等を加味し、50点未満であった者は、再試験受験願（様式第2号）を提出して、次により再試験を受験することができる。

なお、定期試験又は追試験を受験しなかった者は、再試験を受験することができない。

(1) 再試験の時期

校長が定めた日時

(2) 試験時間

定期試験に準じる。

(3) 評点

100点満点で問題を作成し、65点以上の者について評点を50点とする。

(再試験が65点未満のものは、定期試験と再試験のいずれか低い評点を採用する。)

6 不正行為

試験に関し不正行為を行った者は、それぞれの定期試験の全受験科目を0点とし、再試験を行う。再試験による不正行為は再試験全科目を0点とするとともに、その程度に応じて懲戒及び指導の対象とするものとする。

7 出席率の計算方法

第2の2の(2)及び第2の3の(4)の出席率の計算は次によるものとする。

出席率＝出席の回数÷(講義の回数－停学等による欠席の回数)

ただし、出席の回数＝講義の回数－欠席の回数－整数部(遅刻・早退の回数÷3)

(1) 「欠席」として計上しない場合

次の各号に掲げる場合は「出席」として計上するものとする。

事 項	出席とする日数
① 全国又は九州段階における農業大学校関係大会等への参加に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
② 校長が承認する行事等への参加(準備を含む)に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
③ 進路に関する試験・面接に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
④ 海外研修のための研修に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
⑤ 親族の死亡に伴う欠席	・ 学生心得に定める日数
⑥ 資格等(自動車免許を除く。)受験のための欠席	・ 校長が必要と認める日数
⑦ その他校長が特に認めた場合	・ 校長が必要と認める日数
⑧ 講義中等の負傷による入院・通院に伴う欠席	・ 特別に審議する

(注) 1 ①及び④については、7日前までに出席者全員が承認を受けるものとする。

2 ⑤～⑦については、あらかじめ学生心得に定められた方法で届け出を行うものとする。

(2) 「停学等による欠席」として計上する場合(出席すべき講義数は総講義数から欠席数を引く。)

次の各号に掲げる場合は停学等による欠席として計上するものとする。

ア 停学及び特別指導による欠席

イ 学校保健法に定める伝染病に罹患しているか、又は罹患している疑いがあると校長が判断した場合の欠席

(3) 「遅刻・早退」として計上する場合(3回で1回の欠席とする。)

授業時間のうち1/3を超えない授業場所への不在。

(4) 授業を妨害した学生等

授業中の私語などにより授業を妨害した学生及び授業中に教官の指示に従わなかった学生は、担当教官の判断により「欠席」又は「遅刻・早退」とすることができる。

8 評定結果の通知

校長は、評定の結果を、定期試験終了後本人に、学年末には保証人にそれぞれ通知するものとする。

第3 進級及び卒業の認定

1 進級の認定

(1) 進級の要件

校長は、第2による評定の結果、次の全ての要件を満たす学生の進級を認定するものとする。

なお、エについては平成31年度（2019年度）1年生から適用する。

- ア 必修の経営実習の単位を修得していること。
- イ 農家派遣研修の単位を修得していること。
- ウ 修得単位の合計が38単位以上であること。
- エ 修得単位の内、教育課程表の体育を除く教養科目で5単位以上を修得していること。

(2) 進級できなかった学生の取り扱い

ア 1年次の経営実習の単位喪失

進級停止を受けた学生は1年次の経営実習の単位を喪失することとし、1年次の経営実習を再履修しなければならない

イ 受講することができる科目

学生は、進級できなかった場合でも、卒業論文、海外実践学、海外農業研修、農家派遣研修、経営実習を除き、2年次の科目を受講することができるものとする。

ウ 進級停止の期間等

進級停止の期間は1年間とする。

2 卒業の認定

(1) 卒業の要件

規則第14条で規定された「農産園芸学科、野菜学科又は畜産学科において所定の単位を修得し」とは、次の全ての要件を満たすことをいい、校長は当該要件を満たす者の卒業を認めるものとする。

規則第7条に基づき校長が定めた授業科目等において、次の要件を満たすこと。

なお、ウについては平成31年度（2019年度）1年生から適用する。

- ア 総修得単位数が84単位以上の者
- イ 全ての必修科目を修得している者
- ウ 総修得単位の内、体育を除く教養科目で8単位以上、体育Ⅱを含む体育で2単位以上修得している者

(2) 留年者の取り扱い

ア 卒業の認定要件を満たすまで単位を修得しなければならない。

イ 経営実習未修得者を除き、学生寮を出なければならない。

ウ 留年の期間は、1年間とする。

エ 留年措置は、校長が教官会議に諮って決定し、学生及び当該学生の保証人に通知するものとする。

第4 附 則

この規程は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。